

平成28年度

農業委員会事務報告



農業委員会

農業委員会関係

総論

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業者の代表として公選により選出された農業委員を中心に構成される村の行政委員会として、農地法など法令で定められた業務を執行するほか、農業の利益代表機関としての役割も担っている。

平成28年4月1日に施行された農業委員会に関する法律（平成27年9月4日法律第63号）により、これまで農業委員会の任意業務とされていた「農地等の利用の最適化に関する業務」が必須業務とされた。委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の創設など、法改正に伴い、地域農業の振興に向けた取り組みに大きな期待が寄せられている。その活動の成果や社会的役割に関心が集まるなか、農地利用の集積や耕作放棄地対策など、農地対策を基礎として、信頼と評価に値する実績を積み上げていかなければならない。

本村においても、農業所得の減少、農業担い手の高齢化が進むなか、耕作放棄地の増加や担い手不足が懸念されており、農業の持続的な発展を通じ、食料の安定供給の確保や国土の保全を図り農村の振興を推進していくためには、農業に意欲と能力のある人材の確保・育成に更に努めていく必要がある。

本委員会は、農地関係許可申請に対する許可事務、農業者年金事業事務、未墾地登記事務、農業経営基盤強化促進法に基づく土地流動化の推進、優良農地の確保と農地の無断転用の防止を図るための利用状況調査（農地パトロール）及び利用意向調査を実施したほか、農業者の営農実態や意向を踏まえた農地の利用調整、認定農業者を中心とする担い手への利用集積と農地の効率的な利用の促進、優良農地の保全確保、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成等に取り組み、万江地区集落営農検討委員会にも参加するなど、「地域の世話役」としての活動を行った。

また遊休農地解消のアピールに努め、農業委員会自ら10aの耕作放棄地を借り受け、かぼちゃ等を栽培し、やまえ産業振興まつりにおいて販売活動を行った。

なお、平成29年7月からの次期農業委員会体制は、前述の法改正の内容を反映した新体制を執ることとなっている。よって、それに伴う法整備を行い、平成29年3月には農業委員、農地利用最適化推進委員の公募を実施している。

（1）農業委員会の構成

農業委員は平成26年7月改選があり、13人の委員（内 女性農業委員2名）で構成している。

毎月総会を招集し、農地法並びに経営基盤強化促進法に基づく許可申請を慎重審議し処理を行った。この他、当面する農政の諸問題についての協議をおこない、女性農業委員ネットワーク活動などによる他自治体農業委員との交流や各種研修会などにも参加し、知識を深めた。

委員名簿

議席・職名	氏名	推進班	議席・職名	氏名	推進班
12・会長	又村元規	総括	7・委員	嶋原誠一郎	経営
2・職務代理	中村賀津男	農地	8・委員	横山守	担い手
1・委員	秋丸安弘	経営	9・委員	上村正通	農地
3・委員	勝原星四郎	担い手	10・委員	山北早織	農地
4・委員	吉村哲男	担い手	11・委員	西則男	経営
5・委員	小崎健二	担い手	13・委員	川内美智代	経営
6・委員	小崎純一	農地			

※ 業務推進班の説明 ・農地……農地業務推進班、・経営……経営業務推進班、
・担い手……担い手（後継者）業務推進班

◎平成28年度における、農地法に基づく許可申請の内訳は、次のとおり (㎡)

許可条項	地目	筆数	面積	内 訳			
				種 別	件数	筆数	面積
農地法 第3条	田	17	16,893.00	所有権移転	3	4	5,295.00
				使用貸借権設定	0	0	0.00
				贈与	2	13	11,598.00
	畑	25	21,602.10	所有権移転	4	4	10,235.00
				使用貸借権設定	0	0	0.00
				贈与	3	21	11,367.10
小計	42	38,495.10		12	42	38,495.10	
農地法 第4条	田	0	0.00		0	0	0.00
	畑	0	0.00		0	0	0.00
	小計	0	0.00		0	0	0.00
農地法 第5条	田	0	0.00	個人住宅	0	0	0.00
				村営住宅	0	0	0.00
	畑	3	1,276.00	村営住宅	2	2	880.00
				駐車場	1	1	396.00
	小計	3	1,276.00		3	3	1,276.00
基盤強化	田	22	30,834.00	賃貸借権設定	13	19	29,891.00
				使用貸借権設定	2	3	943.00
				所有権移転	0	0	0.00
	畑	28	40,739.00	賃貸借権設定	14	26	38,596.00
				使用貸借権設定	1	2	2,143.00
				所有権移転	0	0	0.00
小計	50	71,573.00		30	50	71,573.00	

農地法 第18条	田	8	12,284.00		3	8	12,284.00
	畑	0	0.00		0	0	0.00
	小計	8	12,284.00		3	8	12,284.00
総計		103	123,628.10		48	103	123,628.10

(2) 農業者年金事業

新制度は、加入者数や受給者数といった基礎率に左右されない積立方式（任意加入）となり、農業に従事する者はすべて加入でき、また将来の年金受給に当たっては、納めた保険料と運用益を年金原資とし、一定の年齢に達した時に受けとることになる。さらに、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対し、国の保険料助成（政策支援）がある。家族経営協定を活用した後継者・配偶者の政策支援加入を推進する。

◎平成28年度の申請・届出件数

申請・届出の区分	件数	説明
裁定請求	2	経営移譲年金裁定請求 0件
		農業者老齢年金裁定請求 2件
		特例脱退一時金裁定請求 0件
		脱退一時金裁定請求 0件
		死亡一時金裁定請求 0件
死亡喪失	8	受給権者死亡届 8件 (未支給年金請求)
返還	0	加算対象農地返還届 0件
処分	1	特定対象農地処分届 1件
		加算対象農地処分 0件
届出	0	処分対象農地除外届出 0件
加入	0	任意加入資格取得 0件
申出書	0	期間該当 0件
		資格喪失 0件
取得	0	資格取得 0件
		高齢継続 0件
諸届出	0	証書紛失届 0件
現況届	58件	老齢年金分 38件
		経営移譲年金分 35件

(3) 未墾地・既墾地の売渡並びに登記事務

戦後食料の増産と帰農促進を目的とする開拓事業を行うため、国が山林原野等の未墾地を取得し、これを開拓者などに売渡したが、開拓不要地や売渡し後の成功検査不合格のために国が買戻すなどして現在国が管理している。売渡・登記にあたっては、県と連携を図りながら業務を行っている。

(4) 農作業標準賃金の決定

人夫賃金や機械の借料等について、平成29年2月開催の下球磨地域農業振興協議会において検討が行われ、この金額をもとに平成29年3月総会においてに本村における金額の見直し及び承認を行った。

(5) 実勢借地料の情報

改正農地法第52条に基づき農業委員会で設定した地域ごとの実勢借地料の平均値、最高値、最低値を公表することになった。平成28年（平成28年1月1日～平成28年12月31日）においては、次の通りである。

◎実勢借地料

(田（水稲の部）10a当たり（山田）

平均額	最高額	最低額	データー数
18,133 円	18,400 円	18,000 円	6

(畑（粟の部）10a当たり（山田）

平均額	最高額	最低額	データー数
4,500 円	5,000 円	3,000 円	4

(畑（普通畑の部）10a当たり（山田）

平均額	最高額	最低額	データー数
7,873 円	10,000 円	4,000 円	21

(6) 村内における耕地面積

◎平成29年3月末現在

(m²)

所在地	田 (3,006筆)	畑 (5,917筆)	その他 (1筆)	計 (8,924筆)
山 田	1,889,512.78	3,335,573.57	0	5,225,086.35
万 江	330,955.09	773,921.89	2,616.00	1,107,492.98
合 計	2,220,467.87	4,109,495.46	2,616.00	6,332,579.33

(7) 利用業況調査の結果（平成28年11月調査 12月末現在）

(m²)

区 分	面 積	筆数
1号遊休農地（A分類）	229,065	351
2号遊休農地	159,453	216

※1号遊休農地・・・現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（再生利用が可能な荒廃農地〔A分類〕に該当する農地）

※2号遊休農地・・・農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

